

# 旭川いじめ「重大性の認識欠いた対応」追及 道教委、市教委への指導記録残さず



道教委は、19年9月に、中学生が川に入った報告を旭川市教委から「自殺未遂」「わいせつ行為の事案」だと報告を受け、いじめとしての対応を指導したと主張しています。しかし記録を残さず、その後も文書報告を求めていなかったことが、真下議員の質問でわかりました。

## 矛盾説明できず

3月に遺体で発見された市内の女子中学生の遺族がいじめを訴えた問題で、旭川市は重大事態と認定し第三者委員会の調査が続いています。真下紀子議員は予算特別委員会で、道教委の指導責任の検証を求めました。

## 10日に市教委から「いじめの認知に至っていない」と報告を受けた上川教育局は「客観的にみていじめが疑われる状況である。学校がいじめの疑いがあると考え対応すること、市教委中心に今後の対応策を検討すること」を10月3日に作成した文書をもとに、28日に指導したとする記録を残していませんでした。

旭川市教委は、道教委が意図した指導助言とは受け止めず、改めて事実確認の精査、いじめの認知は行っていないと答えており、見解の矛盾を文書記録で検証できないのです。

## 重大認識不十分！

真下議員は、「いじめの認識を持っていた道教委が学校と市教委にいじめとして対応するよう求める極めて重要な指導記録がないのは十分な対応か」と追及。

倉本博史教育長は「今後本事業をはじめとするいじめ事案等への道教委の対応の在り方について、外部専門的な観点から必要な改善等の意見をいただきながら市町村や学校への指導助言に努める」と答弁。

道教委はその後、転校先の子の確認にとどまり、21年2月の行方不明が発覚するまで適切な指導を続けていません。

真下議員は、性被害を伴ういじめとして対応していれば防げたかもしれないと悔しさをにじませました。

# 道立高校の校則見直し促進を 生徒自ら判断できる教育指導こそ！

共産党道議団の校則調査を踏まえ、29日、予算特別委員会で校則見直しの促進を求めました。



真下議員は、三重県教委が髪型や男女交際、下着の色指定を全廃し、岐阜県教委は、下着の色指定や校外活動の届け出・許可を廃止したと例示し、校則の見直し促進を求めました。

倉本博史道教育長は、校則は絶えず見直しが必要であり、内容や必要性について児童生徒、保護者との共通理解と、児童生徒が主体的・自律的に行動できることが重要と答弁。生徒の個性を尊重し、校則の公表に

より、地域とともに成長を支える体制づくり、現在、全道立学校の校則を把握しており、見直しの観点などを整理して指導助言していく」と表明しました。

また、道教委は、校則は児童・生徒、保護者との共通理解が重要、細かいところまで規制するような内容は、児童生徒の主体的とりくみに任せることで足りるとの認識を示しました。

制服の男女別規定について、「身体的な性と、自認する性が一致していない生徒などが、自由に制服を選択できるよう絶えず見直しが行われるよう指導する」と答弁。

「柄物、華美な色は着用しない」などの規定があった肌着や、ツーブロック禁

止などの髪型については、調査に基づいて対応すると表明。道教委の調査で、頭髪の色や性質について12校が文書提出を求め、口頭で申し出るが30校ありました。が、「頭髪の色は生まれつき異なっている。違いを正しく尊重することが大切」と応じました。

また、集会やライブなどの校外活動は、生徒相互の話し合いと、保護者との協議など、必要性の検討が大切と認識を示しました。

真下議員は、「憲法と子どもの権利条約をもとに、生徒自らが判断できる教育指導こそ必要」「人権を尊重し合意形成しながら話し合うために、多忙化する職場環境の改善が不可欠」と働き方改革を求めました。

# 道立高看で不適切な旅費支給

## 職場のパワハラとの関係も調査を

2日、保健福祉委員会の真下紀子議員の質問で、旭川、紋別、江差の三つの道立高等看護学院で、長年にわたる不適切な旅費の請求・受領の実態が明らかになりました。

### 長年にわたる「慣行」放置

道立の高等看護学院で、実際には自家用車を利用したり、借り上げバスに同乗していたにも関わらず、公共交通機関を使用する旅行命令で請求し、受領するという、不適切な旅費の支給が、長年の慣行として続けられていたことが、真下議員の調査で明らかになり、道保健福祉部が認めました。不適切事務は、2013年度、18年度までの6年間で1899



件、金額は318万7857円にのびります。

関与した職員は旭川高看20名、紋別高看14名、江差高看1名、計35名で、そのうち4名は管理職です。江差高看のパワハラに関する調査は、当時副学院長は、当時の紋別高看副学院長でした。現在の副学院長全員が当事者です。

1995年の道庁不正経理を経て、道庁全体で旅費支給はすでに適正化されていました。しかし、当時の保健福祉部長は、制度を

旭川高看	735件	40万5,056円
紋別高看	1,135件	2,49万4,383円
バス同乗	24件	28万2,880円
距離算定	4件	3,014円
江差高看	1件	2,524円
合計	1,899件	318万7,857円

正しく理解していません。不適切な事情があった、心身の負担が大きいと処分配慮を求めています。

真下議員は「それならなぜ公共交通を使って職務を遂行していた職員がいたのか、なぜ公用使用の実績があるのか」「この時期にあり得ないと道職員から声が寄せられている」と追及。総務課長は「一貫性を欠いた処理も一部に散見された」と認めました。

### 看護の専門委員会でも対応

退職した元職員から19年に告発を受けた道は、調査から退職者を除外してしまいました。紋別高看では職場のパワハラへの訴えもあり、正すことができません。

不適切な旅費はすでに返還されていますが、当時の道議会に報告していないことも認めました。

真下議員は、道立江差高看の学生に対するパワハラ問題と合わせて、第三者の視点を入れて不適切な旅費問題を検証する必要があると迫りました。

三瓶徹保健福祉部長は、不適切な旅費の支給の問題は、報告が急がれる江差高看学生へのパワハラ調査委員会とは別に、看護小委員会で対応すると答えました。

## 「夫婦別姓」議論活性化を

### 北海道議会 全会一致で意見書可決

道議会は2日、第2回定例会で「国に選択的夫婦別姓制度の議論の活性化を求める意見書」を全会一致で可決しました。

意見書では、今年6月の憲法に違反するかが争われた特別抗告事件で、民法第750条で、夫婦同姓を義務付けている規定に対し、最高裁が合憲とする決定を示す一方、氏制度のあり方は国会で議論し判断すべき事柄としたことを指摘。議論にあたっては、別姓制度の入念な調査や検討は決して欠かしてはならないが、国が「国民の価値観の多様化や世論の動向を踏まえ、選択的夫婦別姓制度に係る議論を社会に開かれた形で十分に行うよう強く求める」と結んでいます。

真下議員は、「意見書は、4月の第1回定例会で自民党会派の反対があり、提案できませんでした。今回は必ず可決すると、強い決意で臨みました。当初案の『法制化』を求める文案が、自民党会派の反対で削除となりましたが、前回後ろ向きな表現と反対した『慎重な』の削除を求め、『十分な議論』を求めることで賛成しました。今後、法制度の実現まで尽力します」と決意を込めて語っています。

## 街頭から議会報告

第2回定例会が閉会した翌3日、街頭から、旭川のいじめ問題への対応を追及し、人権侵害にあたる校則の見直し促進、道立高等看護学院でのパワハラと不適切旅費支給などの検証を求めたと議会報告。旭川駅裏のヒグマ対策の強化、コロナ禍のもとでの東京オリパラ中止など、命を守るために奮闘する決意をのべました。

